

## 平成 22 年国勢調査集計計画の概要（案）

平成 21 年 3 月  
総務省統計局

## 1 集計及び結果公表の方法

集計は独立行政法人統計センターにおいて、また、結果の公表は総務省統計局において、それぞれ、以下の方法・区分により行う。（別紙参照）

## (1) 速報集計

## ア 人口等速報集計 ～ 要計表による人口集計

調査票に基づく世帯数及び世帯員数より作成した「市区町村要計表」及び「都道府県要計表」を用いて、全国、都道府県及び市区町村別の人口及び世帯数を早期に集計する。結果は、集計が完了した後、結果表をインターネットの利用等により公表する。

## イ 抽出速報集計

約 100 分の 1 の世帯の調査票を用いて、全国、都道府県及び人口 20 万以上の市別の主要な結果を早期に集計する。結果は、集計が完了した後、結果表をインターネットの利用等により公表する。

## (2) 基本集計

## ア 人口等基本集計 ～ 第 1 次基本集計

人口・世帯数の確定結果並びに人口の男女、年齢、配偶関係、世帯、住居に関する基本的な事項及び高齢者世帯等に関する事項を市区町村段階まで集計する。結果は、集計が完了した都道府県から順次、結果表をインターネットの利用等により公表する。

## イ 産業等基本集計 ～ 第 2 次基本集計

人口の労働力状態、就業者の産業（大分類）別構成及び夫婦と子供のいる世帯等に関する基本的な事項を市区町村段階まで集計する。結果は、人口等基本集計結果の公表に引き続き、集計が完了した都道府県から順次、結果表をインターネットの利用等により公表する。

## ウ 職業等基本集計 ～ 第 3 次基本集計

就業者の職業（大分類）別構成及び親子の同居等に関する基本的な事項を市区町村段階まで集計する。結果は、産業等基本集計結果の公表に引き続き、集計が完了した都道府県から順次、結果表をインターネットの利用等により公表する。

## (3) 抽出詳細集計

市区町村の人口に応じ市区町村別に 1 分の 1 から約 20 分の 1 の割合で抽出した世帯の調査票を用いて、産業・職業の詳細な分類（小分類）に基づく就業者の経済的構成等に関する事項を市区町村段階まで集計する。結果は、職業等基本集計結果の公表に引き続き、集計が完了した都道府県から順次、結果表をインターネットの利用等によって公表する。

## (4) 従業地・通学地集計

従業地・通学地による人口の構成や常住地の市区町村と従業地・通学地の市区町村との関係などの基本的な事項を人口等基本集計・産業等基本集計、職業等基本集計及び抽出詳細集計に対応する3段階に分けて集計する。

ア 従業地・通学地による人口・産業等集計（人口等基本集計及び産業等基本集計に対応）

産業等基本集計完了後、全数により、従業地・通学地による人口の基本的構成及び就業者の産業（大分類）別構成に関する事項を市区町村段階まで集計する。結果は、産業等基本集計の公表に引き続き、集計が完了した後、全国及び都道府県分をまとめて結果表をインターネットの利用等によって公表する。

イ 従業地・通学地による職業等集計（職業等基本集計に対応）

職業等基本集計完了後、全数により、従業地による就業者の職業（大分類）別構成に関する事項を市区町村段階まで集計する。結果は、職業等基本集計の公表に引き続き、集計が完了した後、全国及び都道府県分をまとめて結果表をインターネットの利用等によって公表する。

ウ 従業地・通学地による抽出詳細集計（抽出詳細集計に対応）

抽出詳細集計完了後、抽出詳細集計に用いた調査票により、従業地による就業者の産業・職業（中分類）別構成に関する事項を人口10万以上の市段階まで集計する。結果は、抽出詳細集計の公表に引き続き、集計が完了した後、全国及び全都道府県分をまとめて結果表をインターネットの利用等によって公表する。

(5) 人口移動集計

人口の転出入状況や5年前の常住地の市区町村と現住地の市区町村との関係などの事項を人口等基本集計、産業等基本集計及び職業等基本集計に対応する3段階に分けて集計する。

ア 移動人口の男女・年齢等集計（人口等基本集計に対応）

人口等基本集計完了後、全数により、人口の転出入状況に関する事項を市区町村段階まで集計する。結果は、人口等基本集計の公表に引き続き、集計が完了した後、全国及び都道府県分をまとめて結果表をインターネットの利用等によって公表する。

イ 移動人口の産業等集計（産業等基本集計に対応）

産業等基本集計完了後、全数により、移動人口の労働力状態、就業者の産業（大分類）別構成及び教育に関する事項を人口20万以上の市段階まで集計する。結果は、産業等基本集計の公表に引き続き、集計が完了した後、全国及び都道府県分をまとめて結果表をインターネットの利用等によって公表する。

ウ 移動人口の職業等集計（職業等基本集計に対応）

職業等基本集計完了後、全数により、移動人口の就業者の職業（大分類）別構成に関する事項を人口20万以上の市段階まで集計する。結果は、職業等基本集計の公表に引き続き、集計が完了した後、全国及び都道府県分をまとめて結果表をインターネットの利用等によって公表する。

(6) 小地域集計

全市区町村について、町丁・字等別に集計する。

ア 人口等基本集計に係る結果

人口、世帯、住居に関する事項を町丁・字等別に集計する。また、人口及び世帯数を基本単位区（基本単位区の中に複数の調査区がある地域については調査区）別に集計する。結果は、集計が完了した都道府県から順次、結果表を閲覧に供する方法等によって公表する。

#### イ 産業等基本集計に係る結果

人口の労働力状態、就業者の産業（大分類）別構成に関する基本的な事項を町丁・字等別に集計する。結果は、集計が完了した都道府県から順次、結果表を閲覧に供する方法等によって公表する。

#### ウ 職業等基本集計に係る結果

就業者の職業（大分類）別構成の状況等に関する基本的な事項を町丁・字等別に集計する。結果は、集計が完了した都道府県から順次、結果表を閲覧に供する方法等によって公表する。

#### エ 従業地・通学地による人口・産業等集計に係る結果

常住地による従業地・通学地に関する基本的な事項を常住地の町丁・字等別に集計する。結果は、集計が完了した後、結果表を閲覧に供する方法等によって公表する。

#### オ 移動人口の男女・年齢等集計に係る結果

5年前の常住地に関する基本的な事項を現住地の町丁・字等別に集計する。結果は、集計が完了した後、結果表を閲覧に供する方法等によって公表する。

### (7) 特別集計

必要に応じて、上記（1）から（6）以外に特別集計を行う。

なお、上記のほか、地域メッシュその他の地域区分による統計の編成、標本調査基礎資料の作成等の利用に供するため、基本単位区別に集計を行う。

## 2 結果集計における主な変更点

### (1) 少子・高齢化の進展に対応した結果表の充実

- ・ 高齢人口の状況のより詳細な把握及び高齢者の労働力状態のより詳細な分析に資するため、高齢者の年齢区分を細分化した結果表を作成
- ・ 子供の数と夫婦の労働力状態等との関係を明らかにするための結果表を作成
- ・ 年齢階級別の人口移動の分析に資する結果表の作成（5歳未満の人口移動に関する統計の充実）
- ・ 地域間の人口移動の詳細な分析等に資するため、都道府県別の人口移動について年齢各歳別に集計

### (2) 雇用環境の変化に対応した集計

- ・ 雇用者について雇用形態（正規・非正規職員[派遣社員、パート・アルバイト等]）による分析に資する結果表を作成
- ・ 女性の就労状況の分析に資するため、男女、年齢、教育の別による従業上の地位に関する結果表を作成

### (3) 世帯構造の変化に対応した結果表の充実

- ・ 単身世帯及び核家族世帯に関する結果表の充実（居住状況の地域分析への対応）
- ・ 世帯の構造をより詳細に把握するための結果表の充実（世帯主の年齢・世帯員の年齢別集計）
- ・ 母子家庭等への福祉政策ニーズに対応するため、母子世帯・父子世帯に関する統計の充実

### (4) 外国人に関する結果表の充実

- ・外国人に関する地域分析に資するため、国籍、配偶関係別の結果表を都道府県別に作成
- ・年齢、労働力状態等に関する詳細な国籍別の結果表を、より早期に提供（特別集計で対応）

#### (5) 結果利用の利便性向上等の観点からの結果表等の見直し

- ・市町村合併の急速な進展に対応して、市町村別結果の時系列を確保するとともに、よりきめの細かい地域政策の立案等に資するため、平成 12 年 10 月 1 日現在の旧市区町村境域による結果表の整備
- ・地方分権の時代におけるニーズに対応し、地域ごとの比較分析の便に供するため、基本的な結果表については、表側が地域（都道府県、市町村）となるように形式を変更
- ・過去の調査結果との比較の便に資するため、時系列表を早期に提供
- ・高齢者のみを対象とするなど、対象を限定した統計表について、一般世帯等全体を集計の対象とするよう、可能な限りその対象を拡張して利用の便を図る
- ・「不詳」の割合が比較的大きい分類項目の結果表章において、「不詳」の項目を設定

### 3 結果集計に用いる主な分類事項

- (1) 産業分類は、平成 19 年 11 月改定の日本標準産業分類（平成 20 年 4 月から適用）に基づくものとする。なお、大分類項目数が 19 区分から 20 区分に増えている。
- (2) 職業分類は、平成 21 年に改定が予定されている日本標準職業分類に基づくものとする。

### 4 結果公表時期

- (1) 人口等速報集計（要計表による人口集計）の結果を、集計方法の変更に伴い、平成 17 年調査より 1～2 か月遅く公表する。
- (2) 産業等基本集計（第 2 次基本集計）の結果を、集計方法の変更に伴い、平成 17 年調査より 3 か月遅く公表する。
- (3) 職業等基本集計（第 3 次基本集計）の結果を、平成 17 年調査より 1 か月早く公表する。
- (4) 抽出詳細集計の結果を、平成 17 年調査より 2 か月早く公表する。
- (5) 従業地・通学地による人口・産業等集計の結果を平成 17 年調査より 3 か月遅く公表する。
- (6) 従業地・通学地による職業等集計の結果を平成 17 年調査より 1 か月早く公表する。
- (7) 従業地・通学地による抽出詳細集計の結果を平成 17 年調査より 2 か月早く公表する。
- (8) 移動人口の男女・年齢等集計の結果を平成 12 年調査より 3 か月早く公表する。なお、当集計結果は、平成 12 年の「人口移動集計（その 1）」のうち、人口の転出入状況に関する結果である。
- (9) 移動人口の産業等集計の結果を平成 12 年調査より 3 か月遅く公表する。なお、当集計結果は、平成 12 年の「人口移動集計（その 1）」のうち、移動人口の労働力状態、産業別構成及び教育に関する結果である。
- (10) 移動人口の職業等集計の結果を平成 12 年調査より 2 か月早く公表する。なお、当集計結果は、平成 12 年の「人口移動集計（その 2）」に当たる結果である。
- (11) 抽出速報集計及び人口等基本集計（第 1 次基本集計）の結果については、平成 17 年調査時の公表時期を維持する。